

一般社団法人三重労働基準協会連合会長表彰実施要領

令和4年4月1日

1 表彰の目的

三重県下で、安全衛生活動に積極的に取り組み、安全衛生成績が極めて高い水準に達し、他の模範と認められる優良事業場、また、長年にわたり労働安全衛生に尽くし安全衛生水準の向上発展に多大な貢献をした功労者等に対し、一般社団法人三重労働基準協会連合会長表彰を行い、その努力を讃えるとともに、これを広く周知することにより、安全衛生意識の高揚等を図り、もって、労働者の健康と安全を確保するとともに、快適な職場環境の形成の促進に資する。

2 表彰の種類

(1) 事業場表彰

安全衛生優良事業場賞

(2) 個人

功労者賞

(3) 団体

安全衛生優良団体賞

3 被表彰者の募集、選定等

(1) 表彰事業場等の募集等に当たっては、当連合会の独自選定のほか、地区労働基準協会長からの推薦、また、当連合会のホームページに掲載する等により、広く募集を図るものとする。

(2) 上記募集の中から、当連合会設置の安全衛生部会で審査選考の上、被表彰者を選定する。

4 表彰状及び記念品の授与

被表彰者には、三重県産業安全衛生大会において、披露を行うとともに、表彰状及び記念品の授与を行う。

一般社団法人三重労働基準協会連合会長表彰基準

令和4年4月1日

安全衛生優良事業場賞、安全衛生功労者賞、又は団体賞の表彰基準を次のとおり定める。

1 安全衛生優良事業場賞（別添推薦書による）

（1）共通評価事項

下記に掲げる事項を共通評価事項とする（共通評価事項は、すべてを満たす必要がある。）。

- ① 安全管理組織、衛生管理組織が整備され、その活動が活発であること。（リスクアセスメントの実施に取り組んでいることが望ましいこと。）
- ② 死亡災害が過去3年間発生していないこと。
- ③ 過去3年間に重大な労働基準関係法令違反に問われていないこと。
- ④ 環境問題等に関し付近住民との間にトラブルが生じたり、企業倫理のあり方が社会的に問題視されていないこと。
- ⑤ 原則として過去に地区協会長より安全衛生表彰（安全表彰、衛生表彰を含む）を受けたものであること。
- ⑥ 過去10年以内に当連合会長の事業場賞、三重労働局長表彰、厚生労働大臣表彰を受賞していないこと（緑十字賞受賞者の場合は、当連合会長が推薦した者は同様の取り扱いとする。）。

（2）選択評価事項

安全、衛生の選択評価事項としては、下記の1項目以上を満たすこと。

- ① 原則として、労働災害率（度数率及び強度率）が全国平均以下であること。
- ② 定期健康診断、特殊健康診断等が確実に実施され、事後措置が適切に行われていること。
- ③ 過重労働防止の取組を行っていること。
- ④ メンタルヘルス対策に係る取組が特に優れていること。
- ⑤ 受動喫煙防止対策の取組を行っていること。
- ⑥ 高年齢労働者対策に取り組んでいること。
- ⑦ 交通労働安全衛生対策に取り組んでいること。

2 功労者賞（推薦書による）

5年以上にわたり、事業場又は地域において安全管理、または労働衛生管

理活動に従事し、その水準向上に多大の貢献をなした者であること。

なお、推薦に当たっては、「1 安全衛生優良事業場賞」の「(1) 共通評価事項」の⑥を準用する。

3 団体賞（別添推薦書による）

- ① 団体としての組織が確立され、かつ相当の恒常性を有すること。
- ② 団体としての労働災害防止活動が計画され、当該計画による実施状況が良好であること。
- ③ 当該団体を構成する個々の事業場に著しく安全衛生推進の低いものがないこと。
- ④ 当該団体と構成する個々の事業場において、過去2年間、労働安全衛生に関する重大な法違反がないこと。
- ⑤ 当該団体と構成する個々の事業場において、過去3年間、死亡災害、及び重大災害（重大災害とは、一度に3人以上の労働者が業務上死傷または業務上疾病にかかった災害という。不休も含む。）（事業場の安全衛生管理と関係のない交通事故による死亡災害、及び重大災害を除く。）が発生していないこと。
- ⑥ 当該団体と構成する個々の事業場において、公害問題で社会的問題を起こしていないこと。
- ⑦ 推薦に当たっては、「1 安全衛生優良事業場賞」の「(1) 共通評価事項」の⑥を準用する。